

静岡県立三ヶ日青年の家

指定管理者募集要項

令和3年5月

静岡県教育委員会 社会教育課

目 次

1	指定管理者制度導入の目的	3
2	指定管理者を募集する施設の概要	3
	(1) 施設の名称	3
	(2) 施設の目的	3
	(3) 施設の概要	3
3	指定管理者が行う管理の基準	4
	(1) 基本的事項	4
	(2) 使用の承認等	4
4	指定管理者が行う業務の範囲	5
	(1) 施設の管理に関する業務	5
	(2) 施設の運営に関する業務	5
	(3) 事業の運営に関する業務	5
	(4) その他の業務	5
5	指定管理期間	5
6	管理に関する経費等	6
	(1) 利用料金	6
	(2) 指定管理委託料	6
7	組織	6
8	リスク管理、責任分担に関する事項	6
9	法令等の遵守	8
10	申請に関する事項	9
	(1) 指定管理者の申請手続	9
	(2) 募集事項に関する質問	9
	(3) 申請資格	9
	(4) 申請者の制限	9
	(5) 申請の方法	10
11	指定管理者の候補者選定等	11
	(1) 選定方法	11
	(2) 指定管理者候補者選定委員会の設置	11
	(3) 審査方法	12
	(4) 指定管理者の選定の除外	12
	(5) 指定管理者の選定過程及び申請書類の公表等	12
	(6) 選定結果の通知等	13
12	指定管理者との協定の締結	13
13	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	14
14	業務の引継ぎについて	14
	(1) 協定締結前の引継ぎ	14
	(2) 指定期間終了時又は取消し時の引継ぎ	14
15	外部評価、期間評価、モニタリング等の実施	14
	(1) 外部評価	14
	(2) 期間評価	15
	(3) モニタリング等の実施	15
16	その他管理運営に当たっての留意事項	15

17	指定申請書等の提出及び問い合わせ先	15
	(別紙) 静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者選定基準・審査項目	16

静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の目的

静岡県では、静岡県立三ヶ日青年の家（以下「三ヶ日青年の家」という。）における指定管理期間が令和4年3月31日をもって満了となるため、静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例（平成18年静岡県条例第42号。以下「青年の家等設置条例」という。）第14条の規定に基づき、以下のとおり三ヶ日青年の家の設置目的をより効率的、効果的に達成し、県民サービスの向上を図ることができる指定管理者を募集します。

2 指定管理者を募集する施設の概要

(1) 施設の名称

静岡県立三ヶ日青年の家

(2) 施設の目的

団体宿泊訓練又は野外活動その他の自然に親しむ活動を通じて青少年の健全な育成その他の社会教育の振興に寄与する。

(3) 施設の概要

- ア 住 所 静岡県浜松市北区三ヶ日町都筑 523 の 1
- イ 宿泊定員 宿泊施設 150 人(本館棟 宿泊室)
ログハウス 50 人
- ウ 敷地面積 県有地 36,104.93 m²
- エ 建物面積 建築面積 3,202.64 m² (延床面積 6,166.73 m²)
- オ 主な施設
- 本 館

1 F	研 修 室 1	収容人員 80 人	オリエンテーション室
	食 堂	収容人員 200 人	
	そ の 他	事務室、所長室、会議室、医務室、エントランス、宿直室、厨房、機械室等共用設備室	
2 F	研 修 室 2	収容人員 120 人	視聴覚研修室
	研 修 室 3	収容人員 48 人	一般研修室
	研 修 室 4	収容人員 50 人	音楽研修（防音）、一般研修室
	そ の 他	機械室等共用設備室	
3 F	宿 泊 室	収容人員 50 人（洋室 5 室）	50 人（和室 2 室）
	講 師 室	収容人員 2 人（洋室 1 室）	4 人（和室 1 室）
4 F	宿 泊 室	収容人員 50 人（洋室 5 室）	
	講 師 室	収容人員 2 人（洋室 1 室）	
5 F	浴 室	利用可能人員 各 32 人（男女各 1 室）	
	そ の 他	展望ロビー	

※宿泊室 1 室当たりの定員 洋室 10 人、和室 25 人

○ 体育館

1 F	体 育 館	バレーボールコート（1面）又は バドミントンコート（3面）等利用可能
-----	-------	---------------------------------------

○ ログハウス

1 F	ロ グ ハ ウ ス	収容人員 52人（5棟）	宿泊室 10人×5室 管理室 2人×1室
-----	-----------	--------------	-------------------------

○ 艇庫

1 F	艇庫・自転車保管庫	605.46 m ² （建築面積）
-----	-----------	------------------------------

○ その他施設

ヨ ッ ト ハ ー バ ー	4,345.81 m ² （スリップウェイ 1,072 m ² ）
営 火 場 A	収容人員 100人
営 火 場 B	収容人員 200人
駐 車 場	乗用車用 25台 バス用 4台
車 庫 棟	71.30 m ² （建築面積）
便 所 棟	38.50 m ² 、44.10 m ² （建築面積）

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本的事項

- ア 関連する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な青少年教育施設の運営を行うこと。
- イ 利用団体の安全確保を最優先とし、適切な体制を整えること。
- ウ 利用団体に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- エ 三ケ日青年の家の施設及び物品等の維持管理を適切に行うこと。
- オ 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用団体に関する個人情報を適切に取り扱うこと。

(2) 使用の承認等

ア 三ケ日青年の家を利用できるのは、以下の方です。

- (ア) 勤労青少年
- (イ) 学生・生徒
- (ウ) 生徒・児童・幼児
- (エ) 指導者・引率者
- (オ) その他指定管理者が適当と認める者

※「勤労青少年」とは、勤労に従事している者で26歳未満の者です。

※「学生・生徒」とは、大学及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者です。

※「生徒・児童・幼児」とは、中学校、小学校及び幼稚園の在学者又は在園者並びにこれらに準ずる者です。

※「指導者・引率者」とは、勤労青少年、学生・生徒及び生徒・児童・幼児の指導又は引率をする者です。

イ 指定管理者は、申請者から使用承認申請書の提出があり、適当と認められる場合、使用承認通知書を交付します。このとき、必要があるときは使用承認通知書に必要な条件を付すことができます。

また、三ケ日青年の家の管理上支障があると認めるとき等、三ケ日青年の家の使用を不適当と認めるときは、使用不承認通知書を交付します。

ウ 指定管理者は、申請者がイで付された条件に違反しているとき、又は偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたことが判明したときは、その者に対し承認を取り消し、又は使用を制限することができます。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の管理に関する業務

- ア 青少年教育施設としての安全面、衛生面、機能面の確保と管理
- イ 日常及び定期的な施設点検と補修、保守管理

(2) 施設の運営に関する業務

- ア 使用申請の受付、案内
- イ 利用料金の設定及び徴収
- ウ 食事などの必要なサービスの提供
- エ 野外活動施設、運動施設、宿泊施設等の運営

(3) 事業の運営に関する業務

- ア 利用者への指導
- イ 青少年の団体宿泊訓練、野外活動の指導及び助言
- ウ 青少年団体の指導者の育成及び指導
- エ 県からの委託事業の実施、自主事業の開催
- オ 利用者の安全確保

特に、海洋活動(ダブルハルカヌー、カッター、ローボート等)に関する安全の確保

※詳細については、別添「静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者の海洋活動に関する業務特記仕様書」参照

(4) その他の業務

- ア 利用団体間の調整
- イ 施設利用のルール(布団のたたみ方、掃除等)の利用者への周知、指導
- ウ 指導依頼への対応
- エ 庶務・経理
- オ 協定等の締結及び県との連絡調整
- カ 事業計画書、収支予算書の作成
- キ 事業報告書、収支報告書の作成
- ク 業務の引継ぎ(特に安全管理体制引継ぎ)
- ケ その他管理運営のために必要な業務(指定管理候補者となった場合に県と協議しながら決定します。)

※詳細については、別添「静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者業務仕様書」参照)

5 指定管理期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

なお、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき、県は、三ヶ日青年の家の適正な管理を期するために行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理に関する経費等

(1) 利用料金

- ア 三ケ日青年の家では利用料金制度を採用します。指定管理者は、利用料金を自らの収入として收受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。
- イ 利用料金の額は、青年の家等設置条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、指定管理者が教育委員会の承認を受けて設定するものとします。
- ウ 指定管理者は、教育委員会が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免しなければなりません。

(2) 指定管理委託料

- ア 利用料金収入のほかに、施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理委託料を年度ごと支払います。

指定管理委託料上限額	118,100 千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)
------------	----------------------------------

- イ 指定管理委託料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定めます。
- ウ 別添「静岡県立三ケ日青年の家指定管理者業務仕様書」4（3）に定める三ケ日青年の家の自主事業に係る利用料金も収入見込額に含まれます。

7 組織

野外活動や集団生活を通じて行う各事業、県からの委託事業及び三ケ日青年の家の自主事業を安全かつ円滑に実施するため、事務的スタッフのほか、教育的指導が可能なスタッフを適正な数（海洋活動ダブルハルカヌー等 6 艇の場合：指導職員最低 9 人＋海洋活動補助員 4 人）だけ配置してください。なお、施設の責任者として所長を配置するとともに、宿直時には最低 1 人の人員を配置するようにしてください。

8 リスク管理、責任分担に関する事項

リスク管理、責任分担に関する考え方は、次のとおりです。なお、詳細は、基本協定を締結する際に定めることとします。

項目	内容等	県	指定管理者
1 施設、設備等の損傷による修繕	指定管理者による管理上の瑕疵(かし)によるもの		○
	施設・設備等の設置に関する瑕疵によるもの	○	
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件当たりの所要額が 30 万円未満）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件当たりの所要額が 30 万円以上）	○	
2 管理、運営に係る事故等による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備等の設置に関する瑕疵によるもの	○	

3 運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備等の利用休止		○
	施設・設備等の瑕疵による利用休止	○	
4 書類の誤り	指定管理者が作成する書類の誤りによる損害		○
	仕様書等、県が作成する書類の誤りによる損害	○	
5 情報管理	管理上の瑕疵による情報漏えい		○
6 不可抗力への対応	県、指定管理者のいずれにも帰責事由がない不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然現象)に起因する施設修繕、事業中断等による経費増など ※上記以外の不可抗力に起因するものについては県と協議する。	○	
7 物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増	※税制の変更について、消費税は除外		○
8 法制度の改正、行政的理由による事業内容の変更等による運営経費の増		○	
9 事業終了時の対応(撤収・施設等の原状回復・引継ぎ)	指定管理期間終了時、又は期間途中での終了時は、三ヶ日青年の家を原状に回復して県に施設、備品及び管理に必要な書類等を引き渡すとともに、次期指定管理者と十分に事務引継を行う。なお、原状回復について、県が認めたときはこの限りではない。		○
10 周辺住民・施設利用者への対応	施設の管理運営に対する周辺住民及び施設利用者からの要望、苦情等への対応		○
11 保険加入	管理している施設の不備又は、業務中の不手際により利用者に対して損害を与えた結果、施設側が法律上の賠償責任を問われた場合に備えた保険への加入及び被災者への見舞金等の支払に備えた保険への加入 (例)「青年の家等賠償責任保険」 「青年の家等利用者見舞金制度」 「ヨット・モーターボート保険」		○

(上表 11 の詳細)

保険の種類	保険の内容		被保険者	
団体保険制度 (賠償責任保険制度)	対 象：管理している施設の不備あるいは業務中の 手落ちにより施設利用者に損害を与えた 結果、施設側が法律上の賠償責任を問われ た場合 限度額：対人賠償 1人につき 1億円 1事故 1億円 対物賠償 1事故につき 500万円		静岡県立三ヶ日 青年の家 ※	
団体保険制度 (見舞金制度)	対 象：施設利用者に不慮の事故が発生したときに 施設側に法律上の責任がある場合 限度額：災害対策費用 1人 100万円×被災者数 傷害見舞費用		静岡県立三ヶ日 青年の家 ※	
	死亡 50万円			
	後遺障害(後遺障害の程度に応じた支払割合) 2～50万円			
	入院	入院 日数		31日以上 10万円
				15～30日以内 5万円
		8～14日以内 3万円		
		7日以内 2万円		
通院	通院 日数	31日以上 5万円		
		15～30日以内 3万円		
		8～14日以内 2万円		
		7日以内 1万円		

※ 施設名にて加入するため、被保険者は「静岡県立三ヶ日青年の家」となる。
 なお、保険加入に係る経費は、指定管理者が支払う。

9 法令等の遵守

三ヶ日青年の家の管理に当たっては、本要項のほか、次の(1)から(7)までに掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法、同法施行令
- (2) 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法その他の労働関係法規
- (3) 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例
- (4) 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則(平成18年静岡県教育委員会規則第18号)(以下「青年の家等設置規則」という。)
- (5) 消防法、水道法その他の施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- (6) 静岡県個人情報保護条例(平成14年静岡県条例第58号)
- (7) その他関係法令

本手続期間中に上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

10 申請に関する事項

(1) 指定管理者の申請手続

ア 募集要項の配布

- (ア) 配布期間 令和3年5月26日(水)から令和3年6月8日(火)まで
ただし、静岡県の休日を定める条例(平成元年静岡県条例第8号)に規定する休日を除きます。
- (イ) 配布時間 午前8時30分から午後5時まで
- (ウ) 配布場所 静岡県教育委員会 社会教育課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館8階
TEL 054-221-3703, 3313 FAX 054-221-3362

イ 現地説明会

- (ア) 日 時 令和3年6月9日(水) 午後1時30分から午後4時まで
(受付開始 午後1時00分から)
- (イ) 場 所 静岡県立三ヶ日青年の家
〒431-1402 浜松市北区三ヶ日町都筑523の1 TEL053-526-7156
- (ウ) 参加人数 各団体及びグループ3人以内
- (エ) 申込方法 参加申込書(様式1)に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかで「17 指定申請書等の提出及び問合せ先」へ**令和3年6月8日(火)午後5時までに申し込んでください**。指定管理者の申請を行う場合は、**必ず現地説明会に参加してください**。

(2) 募集事項に関する質問

- ア 受付期間 令和3年6月10日(木)から令和3年6月16日(水)午後5時まで
- イ 受付方法 質問書(様式2)に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで「17 指定申請書等の提出及び問い合わせ先」へ受付期間内に提出してください。
- ウ 回答方法 質問者へは随時電子メール又はファクシミリにて回答します。
質問及び回答は、必要に応じて現地説明会参加者全員に通知します。

(3) 申請資格

- ア 法人その他の団体(以下「団体」という。)(個人での申請はできません。)
- イ 複数の団体により構成されるグループ(以下「グループ」という。)
- (ア) グループの場合は代表となる団体を定め、他の団体は構成団体とする。
- (イ) 単独で申請した団体は、グループの構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に構成団体となることもできない。

(4) 申請者の制限

- 次のいずれかに該当する団体又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることはできません。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から入札参加停止措置を受けている者
- ウ 直近1年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

カ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て（同法附則第 3 条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産の申立てを含む）がなされている者

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）

ク 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者

ケ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第 33 条第 1 項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）

コ 指定管理者選定委員と資本面で関連がある者

(5) 申請の方法

ア 提出書類

(ア) 指定管理者指定申請書（様式 3）

(イ) グループ申請構成書、協定書、委任状（様式 4、様式 4-1、様式 4-2）

※ グループ申請の場合

(ウ) 指定の期間に係る年度ごとの三ヶ月青年の家管理運営に関する事業計画書（様式 5）

(エ) 事業者に関する書類

a 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類（様式 6）

b 誓約書（様式 7）

c 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

d 法人にあっては法人の登記事項証明、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

e 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類（直近 3 事業年度分）

f 法人税又は所得税、消費税などの各納税証明書（直近 1 年間）

g 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

- イ 提出部数 **8部（正本1部、副本7部）**
- ウ 提出場所 静岡県教育委員会 社会教育課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館8階
TEL 054-221-3703, 3313 FAX 054-221-3362
- エ 提出期間 **令和3年7月1日（木）から令和3年7月8日（木）まで**
ただし、静岡県の休日を定める条例に規定する休日を除きます。
受付時間：午前8時30分から午後5時まで
郵送による提出の場合は、令和3年7月8日（木）午後5時必着

オ 留意事項

- (ア) 申請書類は、日本産業規格のA4サイズとします。ただし、官公庁の発行する証明書等やむを得ないものについては上記以外でも可とします。
- (イ) 事業計画書等提出書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。ただし、県は指定管理者の決定の公表等において必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
なお、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。
- (ウ) 申請書類提出後における申請書類の変更は認めません。
- (エ) 「10(4)申請者の制限」及び「11(4)指定管理者の選定の除外」に掲げる事項に該当すると判明した場合は、審査の対象から除外します。
- (オ) 申請に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類、資料は返却しません。
- (カ) グループで申請の場合、代表団体の変更は認めません。ただし、構成団体については業務上支障がないと県が判断した場合は、変更を可能なものとします。その場合は、新たな団体に係る「事業者に関する書類」を提出してください。

11 指定管理者の候補者選定等

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、青年の家等設置条例第16条の規定等に基づき、下記の基準により総合的に判断するものとします。

- ア 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、指定管理者管理施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- エ 施設の運営管理、事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。

※ 選定基準、審査項目及び配点は別紙のとおり

(2) 指定管理者候補者選定委員会の設置

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定を公平かつ適正に実施するため「静岡県立三ヶ日青年の家指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会において、審査基準に基づき申請書等の審査を行い、候補者を選定します。

なお、募集要項の配布後、候補者の公表までの間に、申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与する等、申請者を有利に又は他者を不利にするように働きかけた場合は失格とします。

【選定委員会委員】

役職	氏名	所属等
委員長	白木 賢信	常葉大学教授
委員	水谷 幸司	浜松市立三ヶ日西小学校長
	前田 恭伸	静岡大学工学部教授
	鉄 多加志	東海大学海洋学部准教授
	脇坂 茂	ボーイスカウト静岡県連盟副理事長
	山本 尚美	ガールスカウト静岡県連盟前副連盟長
	兼高 則之	公認会計士兼高会計事務所
	水口 秀樹	静岡県教育部理事（総括担当）

(3) 審査方法

ア 第1次審査（時期：令和3年7月27日（火）予定）

選定委員会において、**申請書類等の審査**を行います。第1次審査を通過した場合は、第2次審査に進みます。

イ 第2次審査（開催時期：令和3年8月4日（水）予定）

選定委員会において、**第1次審査通過者によるプレゼンテーション及び同者に対するヒアリング**を行い、優秀者1者を選定します。

ウ 指定管理者として適当と認める者がいない場合

第1次審査及び第2次審査において、指定管理者として適当と認める者がいなかった場合は、この募集に基づく指定は行わないこととします。

(4) 指定管理者の選定の除外

申請書を提出した団体等が、次のいずれかに該当する場合は、候補者の選定の対象から除外します。

ア 申請書類の記載内容に虚偽又は不正があった場合

イ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与する等、申請者を有利に又は他者を不利にするように働きかけた場合

ウ 複数の事業計画書を提出した場合

エ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

オ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合

カ 県が支払う指定管理料について、上限額を超える提示をした場合

キ その他、指定管理者の募集等に関して不正な行為があったと県が認めた場合

(5) 指定管理者の選定過程及び申請書類の公表等

ア 次に掲げる事項については、公表します。

(ア) 申請書類の受付期間終了後

申請者数

(イ) 候補者の決定後

- a すべての申請者の名称
 - b すべての申請者の申請書類の概要（公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分を除きます。）
 - c すべての申請者の評価点数
 - d すべての申請者の評価理由（公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分を除きます。）
- イ 静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、申請書類の内容が開示される場合があります。

(6) 選定結果の通知等

- ア 申請内容について、青年の家等設置条例の基準に照らして総合的に審査し、適当であると認められる場合は、申請を行った団体又はグループを候補者として選定し、結果について申請者全員に書面で通知します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故があった場合は、選定されなかった申請者の中から新たに候補者を選定することがあります。
- ウ 教育委員会は県議会の議決（令和3年10月予定）を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、その旨を告示します。
- エ 選定委員会の審査結果に基づき教育長が候補者として選定した場合であっても、県議会において指定の議決を得られない場合は、指定管理者とならない場合がありますので、ご留意願います。

12 指定管理者との協定の締結

教育委員会は、県議会の議決後、指定管理者として指定された団体又はグループと、業務を実施する上で必要となる下記詳細事項について協議を行い、これに基づいて協定を締結します。

更に、年度毎に取り決めを行う必要がある場合には、別途年度協定を締結することができるものとします。

その際、指定管理者として指定された団体が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。

なお、当該協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、教育委員会及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

- (1) 業務の範囲の詳細に関する事項
- (2) 管理の基準の詳細に関する事項
- (3) 県が支払う管理運営費用に関する事項
- (4) リスク管理、責任分担の詳細に関する事項
- (5) 施設の目的外使用の詳細に関する事項
- (6) 連絡体制、随時の報告、立ち入り調査権等事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消し等に関する事項
- (8) 個人情報保護に関する事項
- (9) 協定の改定に関する事項
- (10) 県が事前に用意する備品物品等に関する事項
- (11) その他施設の状況に応じて必要な事項

また、指定管理者が基本協定の締結までに、資金事情の悪化等により、事業の履行が確実で

ないと認められる、又は著しく社会的信用を損なう等、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、その指定を取り消し、基本協定を締結しないことがあります。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、教育委員会は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。

指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定管理業務の継続が困難と認められる場合には、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3) 上記(1)又は(2)により、指定管理者の指定が取り消された場合には、指定管理者は、県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難になった場合には、教育委員会と指定管理者は、継続の可否について協議するものとします。
- (5) 上記(1)から(4)までに規定するもののほか、指定管理業務の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

14 業務の引継ぎについて

(1) 協定締結前の引継ぎ（青年の家等設置条例附則第3項）

指定管理者として選定された団体は、令和4年4月1日から指定管理業務を円滑に行えるよう、現運営者からの事務引継ぎ及び業務の習得を行うものとします。引継期間は、指定決定通知日から年度末までの約5か月間を設定します。引継方法等詳細については、指定決定通知後、別途協議します。

また、指定期間開始前に申込みがあった令和4年4月1日以降の入所団体の利用については、原則として現運営者から引継ぐものとします。

なお、指定管理業務の開始日（令和4年4月1日）より前に事務引継等に要した費用は、すべて指定管理者として選定された団体の負担とします。

(2) 指定期間終了時又は取消し時の引継ぎ

指定期間が終了したとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、三ヶ日青年の家を原状に回復して県に施設、備品及び必要な書類等を引き渡すとともに、次期の指定管理者又は県と十分に事務引継を行うこととします。

ただし、原状回復について、県がその必要はないと認めた場合はこの限りではありません。

15 外部評価、期間評価、モニタリング等の実施

(1) 外部評価

県は、事業報告書等に基づき、指定管理者の業務状況を確認するだけでなく、業務が設置目的の達成に貢献しているか客観的に評価するため、外部有識者による県立青少年教育施設指定管理者外部評価委員会を設置し、年度評価及び期間評価を行い、結果を公表します。当該委員

会の提言については、できる限り尊重していただきます。

(2) 期間評価

県は指定管理期間の最終年度に外部評価委員会の中で期間評価を行います。期間評価が優秀であると認められる場合、次回選定時に当該指定管理者に加点を行います。

(3) モニタリング等の実施

指定管理者は、利用者の動向や意向・意見等を把握するため、独自のアンケート調査や、利用者との意見交換会などを実施し、以後の施設の管理運営に反映させるものとします。

16 その他管理運営に当たっての留意事項

- (1) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、教育委員会の承諾を受けて再委託することができます。
- (2) 指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (3) 指定管理者が三ヶ日青年の家の施設内に、当該施設の運営と密接な関係のない営利施設を設置する場合は、事前に教育委員会と協議することとし、その面積に応じて公の施設の賃借料を支払っていただきます。
- (4) 地方自治法、青年の家等設置条例、青年の家等設置規則その他関係法令等をよく読んで申請してください。
- (5) 指定管理者は、静岡県個人情報保護条例の適用を受けますので、三ヶ日青年の家の管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する義務があります。個人情報の適切な取り扱いの具体的な内容については、別途協定で定めることとします。
- (6) 指定管理者は、静岡県情報公開条例の趣旨にのっとり、三ヶ日青年の家の管理者としての業務に関して保有する情報について情報公開が推進されるよう努める必要があります。
- (7) 事務用机等県所有の備品は、指定管理者に無償で貸与されます。
- (8) 指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県が定める実行計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めていただくとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づいて行う年間エネルギーの使用量の報告など、必要な事務を行っていただきます。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄に当たっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めることとします。

17 指定申請書等の提出及び問い合わせ先

静岡県教育委員会社会教育課 青少年育成班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館8階

TEL 054-221-3703, 3313 (直通) FAX 054-221-3362

E-mail:kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

別紙 静岡県立三ヶ日青年の家 指定管理者選定基準・審査項目

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
ア 県民の平等な使用の確保とサービスの向上が図られること。	<p>①【基本方針】 青少年育成に関して、三ヶ日青年の家が果たすべき役割をどのように認識し、管理運営に関してどのような基本方針であるか。</p> <p>②【平等な利用の確保】 事業計画内容の対象者に偏りがなく、平等な利用が確保されるものであるか。</p>	10
イ 施設の効用を最大限に発揮できる事業計画であること。	<p>①【魅力的な自主事業】＜重点＞ 青少年健全育成や施設のPRに寄与する魅力的な自主事業の提案があるか。</p> <p>②【効果的な各種研修プログラム】＜重点＞ 青少年健全育成のために効果的な各種研修プログラムの提案がなされているか。</p> <p>③【開所日・休所日の設定】 利用者のニーズに応じた適切な開所日・休所日の設定が可能であるか。</p> <p>④【利用者数の確保】＜重点＞ 利用者数の確保に対する取組について、適切な提案がなされているか。</p> <p>⑤【独自性のある提案】 施設の効用最大化のために新たな提案があり、その内容が効果的と認められるか。</p>	30
ウ 管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。	<p>①【委託料の提案額】 委託料の提案額はどの程度か。</p> <p>②【経費縮減に関する提案】 管理運営業務の効率化と経費の縮減に関する提案は適切か。</p>	15
エ 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有していること。	<p>①【財政的基盤】 継続的に安定した管理運営が可能な財政的基盤はあるか。</p> <p>②【類似施設運営の実績】 類似施設の管理運営等において優れた実績を有しているか。過去5年間に重大事故の事例がないか。</p> <p>③【施設運営の組織体制】 継続的に安定かつ効果的な施設管理運営が可能な人材から構成される組織体制であるか。</p> <p>④【利用者の個人情報保護】 利用者の個人情報保護について適切な提案がなされているか。</p>	20
オ 施設の運営管理・事業の実施に当たり、安全管理体制を十分に整えられるものであること。	<p>①【利用者の安全確保】＜重点＞ 利用者の安全確保について、適切な提案がなされているか。</p>	25
合 計		100